（別紙１）

地方就職支援金の交付申請に関する誓約事項

１　福島県地方就職学生支援事業に関する報告及び立入調査について、福島県及び会津坂下町から求められた場合には、それに応じます。

２　以下の場合には、福島県移住支援事業・マッチング支援事業・地方就職学生支援事業及び起業支援事業実施要領及び会津坂下町地方就職支援金交付要綱に基づき、地方就職支援金の全額又は半額を返還します。

（１）全額の返還

ア　虚偽の申請であること、居住又は就業の実態がないこと等が明らかとなった場合：全額

　　イ　在学中に地方就職支援金（交通費）を申請するときに、申請日から１年以内に地方就職支援金の交

付要件を満たす職への就業を行わなかった場合：全額

　　ウ　在学中に地方就職支援金（移転費）を申請するときに、申請日から１年以内に町に転入しなかった

場合。ただし、申請時に既に会津坂下町に住民票がある場合を除く。：全額

　　エ　就業日から１年以内に地方就職支援金の交付要件を満たす職を辞した場合。ただし、退職日か

　　　ら３箇月以内に県内の別の企業に就業する場合を除く。：全額

　　オ　転入日から３年未満に、町以外の市区町村に転出した場合。ただし、東京圏へ住民票を移さず転

出していた者については、地方就職支援金の交付要件を満たす企業等への就業開始日又は申請日

のいずれか遅い日から３年未満に町以外の市区町村に転出した場合に限る。：全額

（２）半額の返還

転入日から３年以上５年以内に、町以外の市区町村に転出した場合。ただし、東京圏へ住民票を移さず転出していた者については、地方就職支援金の交付要件を満たす企業等への就業開始日又は申請日のいずれか遅い日から３年以上５年以内に町以外の市区町村に転出した場合に限る。：半額

年　　　月　　　日

会津坂下町長　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　申請者住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　署名